

一般社団法人 新潟県PTA安全互助会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人新潟県PTA安全互助会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、新潟県内の国公立小・中学校・特別支援学校の児童生徒の健康の保持増進とPTAの円滑な活動を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) PTA活動補償制度の運営及び付帯事業
- (2) 新潟県小中学校PTA連合会の活動及び会員への支援事業
- (3) その他当法人の目的を達成するための事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(種別)

第6条 当法人の社員は、次の2種をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 新潟県小中学校PTA連合会の役員及び代議員
- (2) その他当法人が別に定める個人及び団体

(入社)

第7条 当法人の社員となるには、別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、必要な経費を負担する義務を負う。

2 社員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第9条 社員は別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、特別決議をもって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前条の他、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入されなかったとき。
- (2) 当該社員が死亡したとき。
- (3) 当法人が解散したとき。
- (4) その他の資格を喪失するに正当な事由があるとき。

(社員の除名、資格喪失の手続き及び会費)

第12条 社員が前2条による除名又は資格の喪失の手続きは別に定める。

2 社員が除名又は資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金は返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会の開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、総会の案内をもってこれに代える。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、出席した社員の中から理事長が指名する。理事長が事故等により支障があるときは、社員総会において出席した社員の中から選出する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 社員総会に出席できない社員は、代理権を証明する委任状を提出することにより議決権の行使を議長に委任することができる。

3 当法人の目的に合った事項について、理事及び理事会から提案があった場合、その当該事項について社員が書面、その他の方法で同意の意思表示をしたときは、社員総会の決議があったとみなす。

(決議の省略)

第18条 P T A・青少年教育団体共済法(以下「P T A等共済法」という)第6条第5項に規定する文部科学省令で定める事項については社員総会の決議を省略することができる。ただし、書面、その他の方法で社員に周知しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。議事録の作成方法は別に定める。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上16名以内

(2) 監事 4名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、4名以内を常任理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、常任理事は、理事会において理事の過半数をもって選定する。

3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第22条 理事長は、当法人の代表理事として、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 常任理事は会務を整理する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、別に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利と義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の出席社員の過半数の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任は、特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員の報酬は支給しない。ただし、費用弁償については、別に定めるところにより支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事長、副理事長、常任理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、別に定めるところにより議事録を作成する。

第6章 準備金

(準備金の積み立て)

第32条 当法人は、PTA等共済法に基づく共済事業を行うため、準備金を積み立てる。

2 準備金の額は、4,000万円とし、その額に達するまで毎事業年度の剰余金を積み立てる。

3 準備金は、共済事業における損失のてん補に充てる場合を除いて取り崩さない。

第7章 会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算においては、毎年事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予算が成立しないときは理事長が、社員総会の決議に基づき、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入収支は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及び附属明細書
- (2) 貸借対照表及び附属明細書
- (3) 損益計算書及び附属明細書

2 前項の 1 号についてはその内容を報告し、2 号及び 3 号については承認を受けなければならない。

第 8 章 剰余金の分配及び残余財産の清算

(剰余金の分配)

第 36 条 当法人は、剰余金の分配は行わない。ただし、P T A 等共済法第 1 1 条の規定に基づき、行政庁の許可を受けた場合、その他政令で定める場合はこの限りでない。

(残余財産の清算)

第 37 条 当法人が清算をする場合の残余財産は、社員総会の決議を経て新潟県に贈与するものとする。

第 9 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 38 条 この定款に定めのない事項については、一般法人法その他の法令の定めによる。

2 この定款の他、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時社員等)

第 39 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

略

(最初の事業年度)

第 40 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。

以上、一般社団法人新潟県 P T A 安全互助会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 2 3 年 8 月 1 0 日

略